

## 情報

# 色を「うぐいす色→クリーム色」に、高齢受給者証が保険証と一体化 国民健康保険被保険者証を送ります

国民健康保険加入者に、8月1日～令和3年7月31日まで有効な被保険者証を、7月末までに送ります。

注▶ 今回の一斉更新から被保険者証は個人ごとに封筒に入れて世帯主様宛てに送ります。

▶ 学生や施設などに入所し、住民票を市外に移している人の被保険者証も世帯主様宛てに送ります。

▶ 70～74歳までの人には、高齢受給者証が交付されていましたが、8月1日からは、被保険者証と高齢受給者証が1つになった『被保険者証兼高齢受給者証』が交付されます。医療機関等にかかる際は、被保険者証兼高齢受給者証を提示してください。

※被保険者証の有効期限が一部異なる人もいます。有効期限が切れる前に、新しい被保険者証兼高齢受給者証を送ります。

### ■資格喪失手続きなどについて

社会保険などに加入した場合は、国保資格喪失の届け出が必要となります。

持ち物 ①該当者全員の社会保険の被保険者証

②国民健康保険の被保険者証③印鑑

提出先 保険年金課窓口

※40～64歳で、介護保険適用除外施設に入退所する人は手続きが必要です

### ■一部負担金の減免について

災害などにより資産に重大な損害を受けた、失業により収入が著しく減少したなど、医療費（一部負担金）の支払いが困難で、一定の基準を満たした場合、減免などが受けられます。

問保険年金課 ☎ 983・2604



▲被保険者証はこちらの封筒に入れて郵送します

## 情報

# 令和2年度 国民健康保険税 納税通知書を7月15日(水)に発送します

国民健康保険税は、世帯主、被保険者などの前年中の所得に応じて計算されます。令和2年度からの主な変更点は以下のとおりです。

### ■国民健康保険税の軽減判定所得

| 軽減率 | 改正前(令和元年度)                      | 改正後(令和2年度)                        |
|-----|---------------------------------|-----------------------------------|
| 7割  | 33万円以下                          | 33万円以下                            |
| 5割  | 33万円+28万円×(被保険者および特定同一世帯所属者数)以下 | 33万円+28.5万円×(被保険者および特定同一世帯所属者数)以下 |
| 2割  | 33万円+51万円×(被保険者および特定同一世帯所属者数)以下 | 33万円+52万円×(被保険者および特定同一世帯所属者数)以下   |

※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行し、継続して同一の世帯に属する人

### ■国民健康保険税の限度額

国民健康保険税は医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護保険分の3つで成り立っていますが、それぞれに限度額が設定されており、それ以上課税されません。令和2年度の改正額は次の表を確認ください。

| 国民健康保険税   | 改正前限度額<br>(令和元年度) | 改正後限度額<br>(令和2年度) |
|-----------|-------------------|-------------------|
| 医療給付費分    | 61万円              | 63万円              |
| 後期高齢者支援金分 | 19万円              | 19万円              |
| 介護保険分     | 16万円              | 17万円              |
| 合計額       | 96万円              | 99万円              |

災害などにより資産に重大な損害を受けた場合や、失業などにより収入が著しく減少した場合などで、国民健康保険税の支払いが困難なときは、一定の基準を満たすことで減免などが受けられる場合があります。納税通知書をご確認の上、ご相談ください。

また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による減免については5ページをご覧ください。

問国民健康保険の税額・減免について  
課税課 ☎ 983・2626

問国民健康保険の加入・脱退について  
保険年金課 ☎ 983・2604

情報

8月1日(出)からは「藤色」の新しい被保険者証を提示してください  
後期高齢者医療被保険者証（保険証）などの更新時期です

新しい被保険者証（保険証）のご確認を

7月末までに黄色い封筒で郵送しますので、住所、氏名、生年月日、性別、負担割合など記載内容をご確認ください。8月以降に医療機関にかかるときは、必ず新しい被保険者証（保険証）を提示してください。

■一部負担割合を更新します

医療機関の窓口で支払う自己負担割合は、2019年中の所得をもとに判定を行い、「1割」または「3割」のいずれかに決定されます。被保険者証の記載をご確認ください。

- ▶ 3割負担の人：2019年中の課税所得が145万円以上ある被保険者が1人でもいる世帯の人
- ▶ 1割負担の人：上記（3割負担）以外の人



後期高齢者医療制度

高額療養費の「自己負担限度額」について

高額療養費制度とは同じ月内に医療機関で支払った医療費の合計額について、決められた上限額（自己負担限度額）を超えて支払った分を払い戻す制度です。

この上限額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。（下記の表のとおり）

■限度額適用認定証（限度証）・標準負担額減額認定証（減額認定証）を更新します

医療機関で提示すると窓口負担額が自己限度額で済む限度証または減額認定証をすでに持っている人で、令和2年度も対象となる人には、7月末までに8月から使用する新しい限度証または減額認定証を保険証とは別に郵送します。

新規交付には、保険年金課窓口での申請が必要です。

【新たに限度証の交付を希望する場合】

☑下記表の②、③にいずれかが該当する人

【新たに減額認定証の交付を希望する場合】

☑下記表の⑤、⑥にいずれかが該当する人

【共通事項】

☑印鑑、被保険者証、マイナンバー通知カードまたはマイナンバーカード

☑保険年金課 高齢者医療係

☎保険年金課 ☎ 983・2710

[高額療養費制度 自己負担限度額]

| 所得区分   |                              | 外来(個人ごと)   | 外来+入院(世帯ごと)                     |
|--------|------------------------------|--|---------------------------------|
| 現役並み   | ①現役並みⅢ<br>課税所得690万円以上        | 252,600円+医療費が842,000円を超えた額の1%<br>< 4回目以降 140,100円(※) > |                                 |
|        | ②現役並みⅡ<br>課税所得380万円以上        | 167,400円+医療費が558,000円を超えた額の1%<br>< 4回目以降 93,000円(※) >  |                                 |
|        | ③現役並みⅠ<br>課税所得145万円以上        | 80,100円+医療費が267,000円を超えた額の1%<br>< 4回目以降 44,400円(※) >   |                                 |
| 一般     | ④一般<br>課税所得145万円未満           | 18,000円<br>(年間上限額 144,000円)                            | 57,600円<br>< 4回目以降 44,400円(※) > |
| 住民税非課税 | ⑤住民税非課税世帯Ⅱ                   | 8,000円   | 24,600円                         |
|        | ⑥住民税非課税世帯Ⅰ<br>(年金収入80万円以下など) | 8,000円   | 15,000円                         |

※過去12カ月以内（8月1日～翌年7月31日）に「外来+入院」の自己負担限度額を超えた分の支給が4回以上あった場合、4回目以降から限度額が<>内の金額となります。